

第7期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会および
第4期第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会
議事録

- 1 日時 令和6年6月27日(木)午後1時30分～午後4時
- 2 場所 区役所 交流会場
- 3 出席委員 森山委員、轡田委員、的野委員、佐藤委員、森委員
山岸委員、林田委員、大江委員、遠山委員、松本委員
小岩委員、亀井委員、千葉委員、山本委員、前田委員
長濱委員、菊池委員、石野委員、益子委員、徳武委員
緒方委員、高橋委員
(以上22名)
※欠席委員 田中(聡)委員、亀田委員、齋藤委員
- 4 傍聴者 2名
- 5 議題
 - (1) 委員委嘱
 - (2) 委員自己紹介
 - (3) 会長の選出および副会長の指名
 - 第1部 第7期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会
 - (1) 第7期練馬区障害者地域自立支援協議会の体制について
 - (2) 練馬区障害者計画(一部改定)(令和3年度～令和8年度)・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画(令和6年度～令和8年度)について
 - (3) 障害者虐待への対応状況について
 - (4) その他
 - 第2部 第4期第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会
 - (1) 第4期練馬区障害者差別解消支援地域協議会の体制について
 - (2) 区における障害を理由とする差別に関する相談について
 - (3) 令和6年度障害を理由とする差別の解消の推進に関する取組について
 - (4) その他

○障害者施策推進課長

それでは、定刻になりましたので、第7期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会および第4期第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会を開催いたします。本日、会長、副会長が選出されるまでの間、進行を務めさせていただきます。どうぞよろしく願います。

それでは、開会にあたりまして、福祉部長よりご挨拶申し上げます。

○福祉部長

こんにちは。本日は、第7期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会、また、第4期練馬区障害者差別解消支援地域協議会にお集まりいただきまして、あり

がとうございます。今期から、練馬区の障害者自立支援協議会と、練馬区障害者差別解消支援地域協議会を連続した開催としまして、障害者支援全般にわたり、論議を皆さまと深めていきたいと考えております。また、今度の次期計画についても積極的なご意見をいただきたいと思っております。

前回の第6期では、練馬区障害者の意思疎通の促進と手話言語の普及に関する条例の制定、また、こちらの練馬区の障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画の策定に当たりまして、積極的に皆さまからの貴重なご意見をいただき、意見書を提出していただいたところでございます。今期も、次の第8期の障害者計画に向けて、皆さまから積極的にご意見をいただきまして、意見書の提出をしていただきたいと思っております。3年間という形になりまして、かなり長丁場でありますけれども、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

誰もが住み慣れた地域の中で、障害の特性に応じて働き、生活を楽しみ、日々生きがいを持って暮らせるように施策を推進してまいりたいと思っております。具体的に、皆さまの力が必要だと思っております。皆さまの目の前にいらっしゃる方、それから、これから学校等を卒業される方もいらっしゃいます。また、事業者の方の中には、これからを思ってという方もございます。そういう中で、地域の中で何ができるか、地域の中に何が必要かということを具体的に考えていければと思っておりますので、ぜひ積極的なご支援をお願いしたいと思っております。

最後に、お忙しい中、本協議会の委員をお引き受けいただいたことについて、あらためて感謝申し上げます、ごあいさつとさせていただきます。ありがとうございます。

○障害者施策推進課長

続きまして、委嘱状の交付でございます。本日、机上に置かせていただきました委嘱状をもちまして、第7期練馬区障害者地域自立支援協議会および第4期障害者差別解消支援地域協議会の委員の委嘱とさせていただきます。ご了承ください。

それでは、続きまして、ご就任いただきました委員の皆さまから、一言ずつごあいさつをお願いいたします。

(委員自己紹介)

○障害者施策推進課長

それでは次に、会長と副会長の選任でございます。資料3、練馬区障害者地域自立支援協議会設置要綱と資料4、練馬区障害者差別解消支援地域協議会設置要綱に基づきまして、会長は委員の互選により選出することとしております。皆さまから推薦などはございますでしょうか。

○委員

会長は、学識経験者の高橋委員にお願いしてはどうかと思います。よろしく
お願いします。

○障害者施策推進課長

ありがとうございます。では、前期に引き続き、高橋委員に会長を務めて
いただければと思います。

次に、副会長の選任でございますけれども、会長に選任をされました高橋
委員より、副会長のご指名をお願いいたします。

○会長

齋藤委員に引き続き副会長をお願いするということで、ご内諾をいただいて
おります。よろしくをお願いいたします。

○障害者施策推進課長

ありがとうございます。本日、齋藤委員はご欠席でございますけれども、事
務局より事前にご連絡をさせていただいております。副会長についてご内諾
をいただいております。それでは、会長に一言ごあいさつをいただきまして、
議事進行を高橋会長にお願いしたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○会長

高橋でございます。東京都の障害者福祉施策推進協議会の会長をしております。
私は実は国際フォーラムに都庁があった時から、東京都にいまして、天然
記念物だと都庁で、かなりびっくりされたことがありました。今のご承知の選
挙の中で、やはりしっかり福祉行政に理解がある方って本当にいるのかなとい
つも思いながら、政治というものを眺めております。何よりも地域できちんと
積み上げていくということが、何よりも私は大切だと思っております。

とりわけこの協議会は、大変質の高い議論ができていると思っております。
それは多様な方々にご参加いただきながら、この課題は、障害者の課題を議論
してきたということと同時に、障害者は障害者の問題だけではないわけです。
私も80歳にもうすぐなるのですが、高齢障害者です。僕は補聴器をしています。
老人は死ねとテレビで平気で言う、そういう議論がまかり通る時代になってお
りまして、とても危ない時代になっているという感じがいたします。ぜひ地域
できちんとそういう議論を報告できるような実践を、皆さまと一緒に作り上
げていく1つの媒体になることを期待して、この会の運営を、およばずながら
お手伝いをさせていただきます。皆さまの発言が頼りでございますので、よろ
しくをお願いいたします。

それでは、まずは第7期のスタートでございますので、(1)第7期練馬区障害
者地域自立支援協議会の体制について。新任の委員の方もおいででございます
し、自立支援協議会の役割について、情報を共有したいと思っておりますので、事務
局から説明をよろしくをお願いいたします。

○事務局（事業計画係長）

資料5、資料6の説明

○会長

ありがとうございました。全体の協議会をどういうふう運営していくかということと、部会の議論がとても大事だということ、地域生活の相談に当たっておられる方のところで部会が行われるっていう、そのある種の臨場感といましようか、そういう中で議論がされていらっしゃるということ、いつも興味深く思っております

それを積み上げていくということと同時に、これは実は政策とも結び付きがありますし、計画の遂行管理とも関係がありますので、そういう意味では、先ほど事務局会議という話がちょっと横にありましたから、これもそれぞれの部会と担当部局との関係があります。

それから、もう一つ私から加えさせていただきますと。地域共生に関する検討会が厚生労働省で始まりました。それから、重層的支援体制の整備事業というのは、これは国が予算化しておりまして、練馬区も予算を取っている。そういうことで言うと、やはり縦割り、横割りっていうこともありますが、それと障害特性に応じた支援をどう組み合わせるかっていうのはとっても重要です。これは言うは易く行うは難しの典型でございますが、これを少しでもそういうものに近づけていくという、そういうことだと思います。

それが自主的に、先ほどの福祉部長のごあいさつで、地域で生活が具体的に実現できるような、そういうことを進めるといのが大事ですね。少しでもよりよきものにしていくための努力の基礎、実行部隊が専門部会であり、事務局会議、そしてそれをまとめて、区民の皆さんとも、その課題を共有していく、そのための大事な場所が協議会だというふうに認識しておりますので、よろしくご協力をいただきたいです。

今の説明について、質問とかご意見等がございましたら、どうぞ挙手をしてご発言いただけないでしょうか。いつでもまたまとめて、戻っていただいて質問していただいて結構でございます。

それでは、先に進ませてもらいたいです。委員構成については、今の事務局案で了解していただけますでしょうか。はい。それでは、一つそういうことで。

ただ、部会が開かれた時に、聞きに行きたいという方がいた場合、聴講は妨げないということよろしいでしょうか

○障害者施策推進課長

一般の方の傍聴については、個別事例なども含む、個人情報なども含まれるのでお断りしているところはございます。しかし、こちらの親会の委員の皆さままでございますので、適宜ご相談いただきながら判断させていただければと思

いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○会長

かなり個別事案を議論するという場でもあり、また、個別事案を議論しないと話は進まないという、そういうこともあろうかと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

先ほど資料として皆さまの机上にも配布していただいた、今年度から動き出しております、障害者計画、障害福祉計画、障害児福祉計画。障害の問題は、障害者基本法をベースに、障害者のためのいろんな対応の話と、福祉サービス、医療ももちろん関係があります。それに関わる障害福祉計画と、それから障害児は、こども家庭庁の生育局になりましたので、国の役所の所管は結構複雑になっておりますが。それに合わせて計画の体系が3本立てになっておりますので、この説明についてよろしく願いいたします。

○障害者施策推進課長

練馬区障害者計画（一部改定）・第七期障害福祉計画・第三期障害児福祉計画の説明

○会長

非常に内容が豊かなのですが、分かりやすく書かれているなど思いながら拝見しております。何かご意見、ご質問等があれば、挙手をするとマイクがまいます。

○委員

10 ページの内容について1つ教えてください。10 ページ（7）就職状況とありますが、基本的質問で恐縮なのですが、ここで言う就職というのはどういう状態を言っているのでしょうか。

○障害者施策推進課長

ここでの就職というのは、例えば就労継続支援事業所であるとか、そういうところから、一般企業へ就労、就職した方の人数をカウントしているものでございます。

○委員

ということは、授産施設とかで、工賃をいただいている場合には入っていないということですか。

○障害者施策推進課長

はい。さようでございます。一般企業の就職ですので、いわゆる就労継続支援B型事業所というところの福祉的就労の方は含まれておりません。

○会長

ありがとうございました。それでは他に何かございましょうか。

すみません、私からちょっと。農福連携の話が出ていて、ああそうだ、練馬はそうだよなと思いつつ、23区では数少ない農福連携が可能なところ、その具体的に動きつつあるのですか。

○障害者施策推進課長

農福連携、今、会長からお話いただきましたように、練馬はやっぱ農地がたくさんございますので、積極的に取り組んでいるところでございます。こちらの計画でも、例えば27ページをご覧くださいと、(4)というところで、農福連携の推進というところの位置付けでございます。農業者との連携により、農産物の加工、販売や農作業などを行う農福連携の取組を推進しますというところでございます。

例えば、さまざまな加工品とかを作成しているというところもございまして、また、販売ということで、区役所庁舎1階の、がむしゃらというカフェのところでも、例えば区内の農家さんの販売や加工品の販売などもしています。また、区内、役所の中ではロッカー、区内の農業者さんの農産物を販売するロッカーなどもありまして、そこら辺も、がむしゃらさんのほうで管理しているところがございまして。

いずれにいたしましても、やはり農福連携は区としては非常に重要な施策として考えておられて、力を入れて進めているところでございます。以上でございます。

○会長

ありがとうございました。いわゆる就労だと労働者として働くわけですが、労働者協同組合法ができて、それぞれがメンバーシップを持って、自分のために自分で働くという、そういう働き方を、すごく大事に、農福連携はとてものいい器だなと思っています。それを23区でやっていたほうがよいのではないかっていう、そんな思いを持ちながら大事かなと思っています。質問させていただきました。

他に何か、また終わりに、最後ちょっとお時間があれば総括的に質問いただきますので、次の議題へ進みましょうか。それでは、資料7がお手元にありますが、これもとても大事な案件でございます。次の議題にも関係があるかと思っております。障害者虐待の対応状況についてということで、資料説明をよろしくお願いたします。

○事務局

資料7の説明

○会長

ありがとうございました。懇切丁寧な紹介、図表やグラフ、それからパンフレットも併せて紹介いただきました。ぜひ身近な方に、これを宣伝していただきたいと伺いながら思った次第でございます。何かご意見、ご質問等ございますでしょうか。

恐らく先ほどの、ちょっと冒頭で紹介した恵事件というのは、事業者による経済的虐待というカテゴリーで、名古屋市が指定取り消しをしたという事例です。ちょっと重要なポイントで、無料低額宿泊所の貧困ビジネスで、まさに事業者が経済的搾取をする。そしてその利用者に障害をお持ちの方が含まれている。これについて、私は、レベルを上げるためにつくった日常生活支援住居施設の全国の協議会の顧問をさせていただいて、いろいろ勉強しているのですが、事業者がそもそも収益を上げるために、精神科病院の虐待はかなりこういうものと連動しているのです。医療機関は虐待防止法の対象にはなっておりません。医療機関だからと言って逃げるっていうことを承知でやっているという場合があります。

まずは障害者虐待防止法の範囲の中でそれをきちんと運用していくってことが、いろんな専門家の空気を変えて、あらためて喚起を、注意を促すということにもなっているかと思います。

いかがでございましょうか。

○障害者施策推進課長

今、会長のほうから、報道されているグループホームのお話がありました。先ほども計画の中で、ご説明させていただきましたけれども、区内でもグループホームが非常に増えているというのがございます。増えること自体は非常に良いことだと思う一方で、質の確保は非常に重要だと私どもも考えてございます。

今、先ほどのご説明の中でも少し触れさせていただきましたけれども、障害福祉サービス全般に対して質の確保、向上というところは非常に重要と捉えております。

まず、小項目として質の確保、向上というのは今回の計画で新たに設けたというところがございますのと、先ほどご紹介させていただきました、特にグループホームについては関わっていくような取組というところを考えております。というのも、障害者の施設というのは、指定という事業をやっているというのを決めるのは東京都、都道府県の役割です。あと、やっていますよというの、もうやっては駄目、というの也都道府県の役割です。なので、私たちは直接的なそうした処分の権限を持っていない市区町村というところがございます。

ただ、そうは言っても、練馬区にある事業所に対して、私どもがしっかり見ていかななくてはいけないというところがございますので、積極的に関わっていききたいというところで、こういったものを新たに位置付けたところでございます。以上でございます。

○会長

今の課長さんの発言はとても重要な発言だと思っているのは、東京都のような広域自治体では無理ではないかと。施設入所とか、150人、100人の大型施設で、しかも住所地特例があって、広域利用が前提になる場合、東京都の施設は、指定権限とか調査権限を下ろしていくっていう時代が来たら、その未来はあるなど思いつつ、今度は区として大変なことになると思います。

もう一つ、これは少し注意をしておいていただきたいのですが、国土交通省の住宅局で、居住サポート住宅というのが7年度施行になります。これが厚生労働省の生活困窮者の住まい支援と結び付きながら、実はそこに障害のある方が相当利用される可能性が極めて高く、それからグループホームとの関係はどうなるのかみたいな話があり、先ほどの日常生活支援住居施設の支援の議論を見ておきますと、相当密度の濃い支援をせざるを得ない状況があって、そういうことを含めて、住宅政策のほうでも居住サポート住宅というのが制度化される。

既にセーフティーネット住宅というのは制度化しましたが、これははっきり言って失敗です。要するに登録制度にした途端に、ほとんど入居しているところが登録している。

居住サポートは空き家活用になっていくとすると、これは非常に地域との関わりもありますし、練馬区も結構戸建て案件が増えているとすれば、その問題と絡んできますので、ちょっと注意だけはしておいていただきたい。福祉行政と住宅行政の相乗りの話もあるし、それから居住支援協議会を市区町村の基礎自治体につくるっていうことが前よりも強い形で方針がでました。今は義務規定として法律には書けませんが、かなり義務規定に近いような表現が取られています。ただ、お金が出てこない。そんなことも含めて、住宅行政との関係は、とりわけ、不動産仲介業者の皆さんの新市場開拓みたいな意識も結構進んできていますので、これが悪い事業者と結びつくとちょっと困ったことが起こるといふことも含めて関心をぜひ持っていただきたいというふうに思っています。

あと、法務省では、刑務所を出てきた人たちをどうやって地域で生活を継続してもらおうかっていう関心が非常にあるという報告書があって、それから子どもの問題も、子ども家庭庁など4省庁が入った協議会が再編成されて最近第1回目をやりましたけれども、そういうものも少し気にしていただくとうろしいかと思いました。

以上でございます。最後に総括的にまた聞き忘れたとか発言し忘れたということがあれば、挙手をお願いしてご発言をお願いしたいですございませんでしょうか。

○委員

障害者向けの放課後等デイサービスの供給が増えてきておりますが、質の問

題も考えてほしいです。つい最近、練馬区の放課後等デイサービスが突然閉鎖してしまいました。その対応についても考えていただきたいです。

○障害者施策推進課長

区内の放課後等デイサービスも数が増えてきて、街中で色々なところで見かけるけれども、テレビを見せているだけじゃないかというご指摘をいただいたりします。質の確保というところが私どもも非常に重要だと考えています。

東京都としても指導の権限を持っていますが、私どもも区内の放課後等デイサービスを年に1回訪問して、運営状況の確認を実施しているところでございます。そういった取組をしているところでございますけれども、先ほどお話ありましたように、主に重度の方を対応している放課後等デイサービスが急きょ運営を停止してしまったということがありました。重度の医療的ケアの方も多くご利用された事業所ですので、なかなか練馬区内でも他に数がないというところもございまして、利用されていた方が非常に困ってらっしゃるところは私どもも把握してございます。

皆様が少しでも早く通えるところを確保できるよう、ただいま区としても、どういったことができるのか検討し、取り組んでいるところでございます。

○会長

それでは、第7期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会を終了いたします。続いて、第4期第1回練馬区障害者差別解消支援協議会を始めさせていただきます。

第4期練馬区障害者差別解消法体制の体制について事務局より説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（事業計画係長）

資料8の説明

○会長

今年から地域支援協議会と一体的に開催するという形式ですが、差別も地域の権利擁護と密接な関係があるということで、こういう形でやらせていただきたいという提案です。よろしいでしょうか。

それでは引き続き、区における障害を理由とする差別に関する相談について説明をお願いします。

○事務局（事業計画係長）

資料9の説明

○高橋会長

対応した後、その後どうなったかが気になる話もあります。

○委員

数日前に受けた相談で、ご本人の定期預金を解約したいといっても断られてしまうという事例があります。銀行には上に聞かなきゃいけないとか、本人はそういう意味が分かっているのかとか、そんなことを言われてしまい、ほっとサポートねりまに相談中でございます。

こういった例もあって、今から本当にこの子のためにと思って定期にしても、なかなか解約できない事例が増え続けるのではないかと思います。

○会長

金融業の窓口をやっている人を集めて、何か意見交換する機会はないのですかね。

○障害者施策推進課長

金融関係の方を集めた会というのは、私が把握している範囲ではないかと思えます。地域のいわゆる事業者の方々の集まる会議というのは、私どもの部署ではなくて、例えば経済課とか様々な会議体でやっていると思えます。そういったところで、この障害者差別解消法について私どもも周知啓発はさせていただいているところです。そういったところを通じて金融機関にもお話がいくのかなというふうに思いますが、ただいまのお話は、また別途違う話として難しいところあるのかなと。認知症とかも同じですけども、ご本人がなかなか判断できないと預金を下ろせないという状況というのはあると伺いますのでなかなか難しいというふうに思っています。

○委員

今回の事例のお話伺いますと、ご本人がお名前を書いたりですとか、ご住所を書いたりっていうことは可能と聞いております。そういったことを伺っている範囲では、定期預金の解約は可能ではないかというふうには思っておりましたけれども、成年後見をつけないと預金の払い戻しができないといったものでした。まず、成年後見制度の利用を勧められるというケースは特に多い傾向にはあるかとは思っています。

○会長

住宅確保要配慮者の方々をどういう形で住宅に結びつけるかっていうことは大事で、例えば大家さんが高齢者を嫌がったり、障害を審査基準のチェックに入れたりするということは、差別解消法の趣旨に合わないですね。

課長からもお話ありましたように住宅の部分というのは非常に重要です。4月から障害者差別解消法が改正となって、民間事業者も合理的配慮の提供が義務化されました。

居住支援というところでは、居住支援協議会で不動産団体や介護事業者、障

害事業者などと協議をしているところがございます。そういった中で障害者の住宅確保も検討を進めていければと思っております。

○障害者施策推進課長

居住支援協議会では、我々も事務局をやっておりますので、一言申し上げます。

本人が入居できる場所を見つけることもそうですけれども、不動産会社や大家さんにも、安心して入居しても良いと言ってもらえないといけないので、どう進めていくのが両者にとっていいのかということで、今協議を進めているところです。ユーザー視点、ご本人視点、両面の側面を含めて、要配慮者の方に対しての居住のサポートができたというふうに思っております。

○会長

ありがとうございます。他に質問はございますか。

○委員

個人的には、区はここまで配慮してくれるのかと驚きました。昔のことですが、賃貸住居を探すときに大変な思いをしました。障害者である私は当時一般企業に勤めていて、所得要件は満たしてははずでしたが、不動産店に入った瞬間に、恐らく障害を理由に「貸せる部屋はない」と門前払いされました。今なら行政に相談しようと思うけれど、当時は行政がここまでやってくれるとは思っていませんでした。区がこの様なサポートを行っていることをアピールすることは大事だと思いました。

○障害者施策推進課長

ありがとうございます。アピールすることが大事というのは、本当にその通りだと思っております。こういった問題は、まずこのような差別があるのだということ、当事者の方に対しては、相談窓口があるのだということも知っていただきたいですし、また、事業者の方々や区民の方々に対しては、障害者差別解消法を知っていただくことがまず大事だと思っております。区の方で障害者差別解消法のリーフレットを作成して様々な場面でご説明をさせていただいております。

先ほどから申し上げておりますように、今年度、障害者差別解消法の改正があったというところで、リーフレットを改定する予定でございます。そういった機会を踏まえて、またさらに周知をしていきたいというふうに思っております。

本日お示ししたこちらの事例は、過去の分も含めて、区のホームページでご案内しています。こういったご相談があってこういう対応したのだということも振り返ることができますし、私どももそういったことを振り返り、区の職員に対しても定期的に研修などを行って、少なくとも区の中では合理的配慮の不

提供がないように取り組んでいるところでございます。

○会長

ありがとうございます。今年度何をやるのかという話のつながりになりますので、令和6年度の障害を理由とする差別の解消の推進に関する主な取組について、事務局より説明をお願いします。

○事務局（事業計画係長）

資料10の説明

○会長

ありがとうございます。何か質問等ございますでしょうか。
それでは、以上で第7期第1回練馬区障害者地域自立支援協議会および第4期第1回練馬区障害者差別解消支援地域協議会を終了いたします。ありがとうございました。